

聖籠町議会政務調査費の交付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月三十日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第二十五号

聖籠町議会政務調査費の交付に関する規則の一部を改正する規則

聖籠町議会政務調査費の交付に関する規則（平成十三年聖籠町規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第五条」を「第四条」に、「、第二号」を「及び第二号」に改め、「、第三号及び第四号」を削る。

第三条中「第六条」を「第五条」に、「第五号及び第六号」を「第三号」に改める。

第四条中「第七条」を「第六条」に、「第七号及び第八号」を「第四号」に改める。

第五条中「第八条」を「第七条」に、「会派に係る政務調査費については別表第一、議員に係る政務調査費については別表第二」を「別表」に改める。

第六条中「会派の政務調査費経理責任者及び」及び「等」を削り、「第八条」を「第七条」に改め、同条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（収支報告書の関係書類）

第六条 条例第八条の規定による関係書類は、領収書の写し及び支出の内容を明らかにする書類（以下「証拠書類」という。）とする。

別表第一を削る。

別表第二中「~~収入~~」を削り、同表を別表とする。

別記様式第一号及び別記様式第二号を削る。

別記様式第三号中「政務調査費交付申請書 議員」を「政

務調査費交付申請書」に、「第5条第1項」を「第4条第1項」に改め、同様式を別記様式第一号とする。

別記様式第四号中「政務調査費交付申請書 議員」を「政務調査費交付申請書」に、「第5条第3項」を「第4条第3項」に改め、同様式を別記様式第二号とする。

別記様式第五号を削る。

別記様式第六号中「政務調査費（変更）交付決定通知書 議員」を「政務調査費（変更）交付決定通知書」に、「第6条」を「第5条」に改め、同様式を別記様式第三号とする。

別記様式第七号を削る。

別記様式第八号中「政務調査費請求書 議員」を「政務調査費請求書」に、「第7条第1項」を「第6条第1項」に改め、同様式を別記様式第四号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の聖籠町議会政務調査費の交付に関する規則の規定は、平成二十三年九月一日から適用する。